

## 事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について

東京高等裁判所からの和解勧告に基づき、市道で発生した事故に係る損害賠償の額を下記のとおり決定し、和解したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

### 記

#### 1 事件名

東京高等裁判所 令和 3 年（ネ）第 2735 号損害賠償請求控訴事件  
令和 3 年（ネ）第 3742 号同附帯控訴事件

#### 2 当事者

控訴人兼附帯被控訴人 君津市  
被控訴人兼附帯控訴人 個人（君津市在住）

#### 3 事件の概要

平成 30 年 2 月 18 日、君津市中野四丁目 15 番 9 地先、市道外箕輪人見線の歩道を自転車で走行中の被控訴人兼附帯控訴人が、歩道上の根上がりで発生した隆起により転倒し、負傷したことについて、市に対し損害賠償等を求めて、訴えを提起したもの。

令和 3 年 4 月 28 日に言い渡された第 1 審判決に対して不服があり、市が控訴したところ、相手方からも附帯控訴がなされた。

#### 4 和解の内容

- (1) 君津市は、本件に関する損害賠償金として、被控訴人兼附帯控訴人に対し、3,700,000 円を支払う。
- (2) 君津市と被控訴人兼附帯控訴人は、本件に関し、和解条項に定めるもののほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。

令和 4 年 2 月 17 日提出

君津市長 石井宏子